

第2次三朝町教育ビジョン 骨子（案）

平成30年6月

目 次

I. ビジョンの策定にあたって 4

1. 第2次三朝町教育ビジョンの基本的な考え方
2. 第2次三朝町教育ビジョンの位置付けと対象期間

II. ビジョンにおける基本方針 6

1. 基本理念と目指す子ども像
2. 取り組み体制とPDCAの整備

III. 基本目標と具体的施策 8

基本目標（1）確かな学力の育成

基本目標（2）豊かな心の醸成

基本目標（3）健やかな体の育成

基本目標（4）豊かなかかわりの醸成

基本目標（5）ふるさと愛の醸成

基本目標（6）教育コミュニティづくりの推進

基本目標（7）教育環境の充実

I. ビジョンの策定にあたって

1. 第2次三朝町教育ビジョンの基本的な考え方

(1) 策定の背景

三朝町では、教育のあり方や方向性などの指針を示すため、平成18年3月に「三朝町教育ビジョン」を策定し、これに基づく教育行政を進めてきました。

その後、国においては、教育の基本的な方針や講ずべき施策を定めた「第2期教育振興基本計画」が平成25年6月に閣議決定され、平成29年3月には幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂されて、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した教育のあり方が示されました。

また、鳥取県においても、平成26年3月に新しい「鳥取県教育振興基本計画」が策定され、副題として“～未来を拓く教育プラン～”が設定されるとともに、5つの目標とその実現のための18の施策が位置付けられました。

一方、本町においては、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間として策定した「第10次三朝町総合計画」および、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として策定した「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、教育分野を含む本町の施策を推進しているところです。

近年の社会情勢は目まぐるしく変化しており、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、急速な情報化や技術革新に伴う激しい激動の時代が到来しています。そして、多様化する社会の中で、新しい時代を生きる子どもたちに必要となる力を育成することが、今後の教育に求められています。さらには、学力・体力や学習意欲の向上、規範意識の醸成、生活習慣の見直し、不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携・協働など、従来からの継続した課題への取り組みも重要性を増しています。

本町は小学校統合を目前にしており、また、平成32年度には大幅な学習指導要領の改訂も控える中、こうした状況を踏まえて、今後の三朝町における教育の基本理念や施策の方向性を示し、学校・家庭・地域・行政が一体となって本町の教育を進めていくため、新しい「三朝町教育ビジョン」を策定します。

(2) 策定の根拠

教育基本法において、国は、教育の振興に関する施策の推進を図るため、基本的な計画を定めることを規定しています。

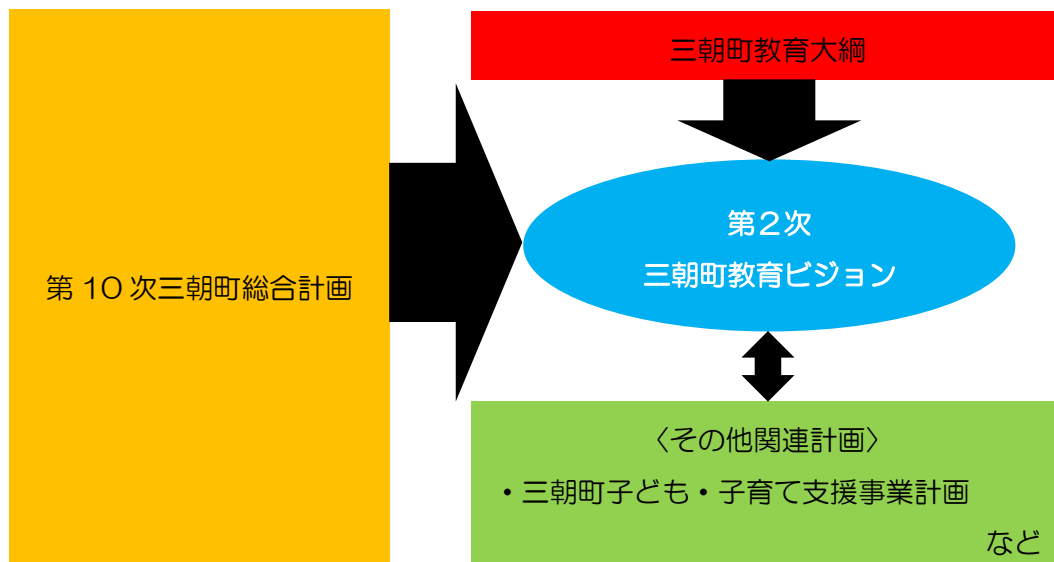
また、地方公共団体においても、国の計画を参考にしながら、その地域の実情に応じ、教育の振興に関する基本的な計画を策定することが求められています。

2. 第2次三朝町教育ビジョンの位置付けと対象範囲・期間

(1) 位置付け

本ビジョンは、心豊かで“キラリ”と光る町を目指して策定された「第10次三朝町総合計画」の示す方針に基づき、三朝町総合教育会議において平成27年6月に策定された「三朝町教育大綱」の示す理念のもと、他の関連計画との整合性を図りながら、“みささっ子”の育成に特化した基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

また、本ビジョンは、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けるものとなります。



(2) 対象範囲

本ビジョンは、三朝町が主体となって教育を行う保育所・こども園、小学校、中学校に通う“みささっ子”を対象とし、それらの教育と一体的な取り組みを行うことが必要になる就学前および高等学校、大学等と連携した教育についても対象に含めるものとします。

また、領域としては“みささっ子”の育成に特化した計画としています。

(3) 対象期間

平成31年度を初年度とする平成40年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

Ⅱ. ビジョンにおける基本方針

1. 基本理念と目指す子ども像

平成26年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく、本町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めた「三朝町教育大綱」。ここでは、計画期間である平成31年度までの5年間に於いて、“やさしく たくましい 三朝の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために”を基本理念に掲げています。

一方、これまでの三朝町教育ビジョンでは、“やさしく たくましい 三朝の子どもを育てるために”を基本理念に掲げるとともに、目指す子ども像を“人と郷土を愛する子ども”“自主・自律の心をもつ子ども”“夢と希望をもつ子ども”としています。

第2次三朝町教育ビジョンでは、「三朝町教育大綱」の方針をベースとし、これまでのビジョンで示されてきた“三朝らしさ”の踏襲も鑑みて、基本理念と目指す子ども像を以下のとおり定めることとします。

【基本理念】

夢と希望を持ち ふるさとを愛する やさしくたくましい みささっ子の育成

【目指す子ども像】

- (1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子
… 知（確かな学力）
- (2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子
… 徳（豊かな心）
- (3) いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子
… 体（健やかな体）
- (4) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的にかかわるみささっ子
… 参画・交流（豊かなかかわり）
- (5) ふるさとを愛し、誇りをもつみささっ子
… 誇り（ふるさと愛）

2. 取り組み体制とPDCAの整備

(1) 取り組み体制

本ビジョンに示す教育施策を総合的に推進し、本町の子どもたちを取り巻く多様かつ複合的な課題に対応するため、庁内関係課との連携を図ります。

また、社会全体で子どもたちを育成していくため、保育所・こども園、小学校、中学校の教職員や保護者はもとより、地域、関係機関などと連携・協力していきます。

さらに、町長、教育長および教育委員で構成される総合教育会議において、教育施策の方向性を共有し、より効果的な施策の展開を図ります。

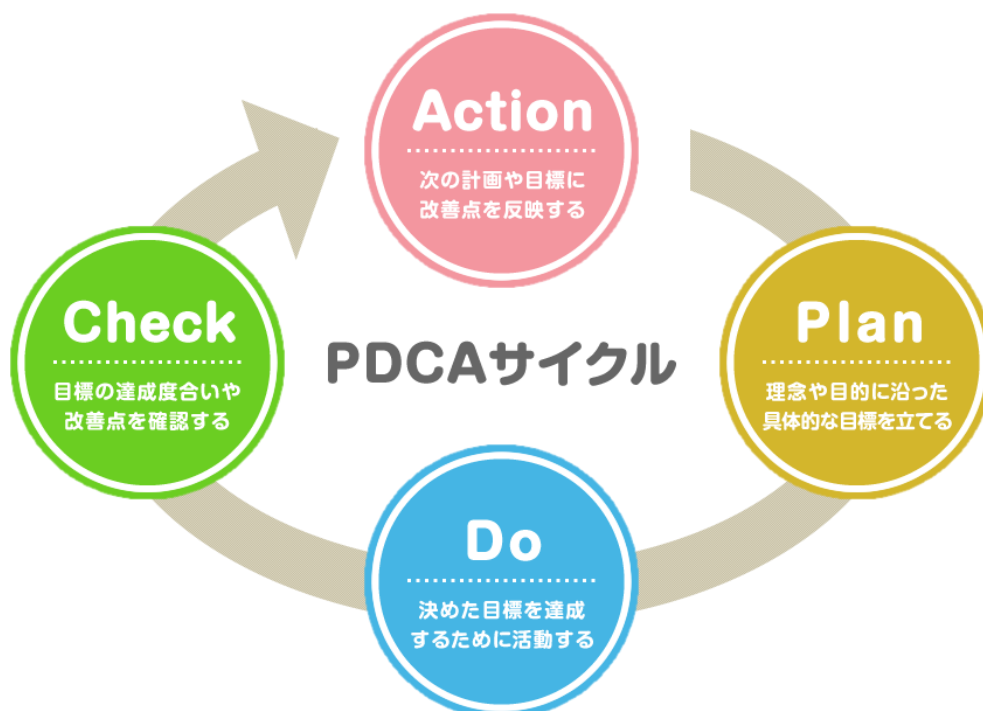
(2) ビジョンの周知

本ビジョンの推進にあたり、学校、家庭、地域などにおける本ビジョンへの認知や理解を深めるため、町ホームページや町広報紙への掲載、概要版の全戸配布などにより、周知を図ります。

(3) PDCAサイクルの確立

本ビジョンを効果的に推進し、継続的な改善を図るため、本ビジョンで示す基本目標に応じた具体的施策を実施した結果、もたらされる便益を検証し改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立します。

なお、点検・評価の結果により、必要に応じてビジョンの見直しを行うこととします。



Ⅲ. 基本目標と具体的施策

第2次三朝町教育ビジョンの基本目標については、「三朝町教育大綱」に掲げる6つの目標を踏まえ、本ビジョンで定める基本理念と目指す子ども像に沿った5つの基本目標と、目指す子ども像の実現を支えるための2つの基本目標を設定します。

また、それぞれの基本目標に応じた政策の基本的方向と具体的施策も合わせて設定し、毎年教育委員会が作成する「三朝町教育事業計画」における具体的事業で、これらを具現化していくこととします。

体系	目指す子ども像	基本目標
子ども像の実現	(1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子	(1) 確かな学力の育成
	(2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子	(2) 豊かな心の醸成
	(3) いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子	(3) 健やかな体の育成
	(4) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的にかかわるみささっ子	(4) 豊かなかかわりの醸成
	(5) ふるさとを愛し、誇りをもつみささっ子	(5) ふるさと愛の醸成
子ども像の実現支援	—	(6) 教育コミュニティづくりの推進
	—	(7) 教育環境の充実

基本目標(1) 確かな学力の育成

子どもたちの学ぶ意欲を養い、確かな学力の定着を図るためには、一人一人に応じたきめ細かい指導が必要であり、学んだことを知識や技能として身に付けていくためには、学習の広がりと継続を支える環境づくりも欠かすことができません。

また、子どもの学ぶ意欲や学力の低下などといった教育課題に対し、学びの連続性を重視した一貫性のある教育環境を整備して適切な教育や指導の充実を図ることにより、学力の形成を効果的に推進する必要があります。

これらを踏まえて、「自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できる子ども」を育むため、「確かな学力の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 基礎的・基本的な知識や技能が確実に身に付くよう、一人ひとりの能力に応じたきめ細かい学習指導を行い、主体的に学ぶ意欲・態度を育て学力向上を図ります。
- 教科内容の理解を促進し、必要な知識・技能の習得につながる教育を推進します。
- 家庭や医療・福祉関係者と連携し、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの状況に応じた教育的支援を計画的に進めます。
- 各教科・各学年相互の関連を図り、一人ひとりの発達や理解に応じた系統的・発展的な教育を行うため、小中学校間の情報交換および連携をさらに推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 学ぶ意欲の醸成と学力向上	① 一人ひとりに応じたきめ細かい授業の推進 ② 自主的な学習活動の推進
II. 教育課題に対応する教育の推進	① 教育研究の推進 ② 教科教育の充実 ③ キャリア教育の推進 ④ 情報教育の充実
III. 特別な教育的支援の充実	① 特別支援教育の推進 ② 不登校児童・生徒への支援の充実
IV. 学びの連続性を重視した教育の推進	① 学校間の連携 ② 一貫教育の推進

基本目標(2) 豊かな心の醸成

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが役割をしっかりと担うとともに、緊密に連携していくことが重要です。

また、豊富な読書をはじめ、道徳、図工・美術、音楽、保健体育などの学習を通じて、感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにし、道徳的な意識や価値観を養うことも求められます。

さらには、学校における部活動やクラブ活動も、子どもたちが心豊かで健やかに成長するための重要な役割を果たしています。

これらを踏まえて、「自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合える子ども」を育むため、「豊かな心の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 自分の良さを知るとともに、他人の痛みや悲しみを理解できる優しさ、協調性などを育みます。
- 児童・生徒の悩みに対する相談体制を充実します。
- 文化・芸術に触れ、さまざまな活動を主体的に経験する機会の充実を図り、情操教育を推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 豊かな心の育成	① 道徳的実践力の向上 ② 教育相談機能の向上
II. 情操教育の推進	① 文化・芸術体験の充実 ② 部活動・クラブ活動の推進 ③ 読書に触れる機会の充実 ④ ボランティア活動の推進

基本目標(3) 健やかな体の育成

健やかな体づくりには、体育の学習や部活動をはじめとする学校教育活動を通じた体力向上とともに、家庭での食生活をはじめとする健康的な生活習慣づくりが重要です。

また、体の発達に伴い、保健的知識を身に付けるとともに、互いの生命や体を大切にする心の育成も重要となります。

これらを踏まえて、「いのちを大切にし、健康でたくましい子ども」を育むため、「健やかな体の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 子どもの発達段階を考慮しながら、体育の時間をはじめとするさまざまな機会を利用して体力の向上を図ります。
- 食育や健康教育について、家庭や地域と連携し、日常生活の中で継続的に行います。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 体力向上の推進	① 体力づくり活動の充実 ② 部活動・クラブ活動の推進【再掲】
II. 健やかな体づくりの推進	① 保健教育の充実 ② 食育の推進

基本目標(4) 豊かなかかわりの醸成

核家族化や少子化に伴い、高齢者をはじめとする世代を超えた交流や、交流を通じたコミュニケーション能力を養う機会は貴重なものとなってきています。

また、さまざまな人とのかかわりやボランティア活動など、多様な社会体験を通じた社会へ参画する意識や、コミュニケーション能力を育むといった豊かなかかわりの中で、将来志向をしっかりと持った子どもを育成することが重要となってきています。

さらには、これからの国際社会を舞台に活躍する国際性豊かな“みささ^{びと}人”として成長していくために、多様な文化を受容し、尊重し合える心を育み、世界の平和と繁栄に貢献していく態度を育てていくことも重要です。

これらを踏まえて、「表現する力を身に付け、人や社会へ積極的にかかわる子ども」を育むため、「豊かなかかわりの醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 体験活動やボランティア活動を通じて、基本的な生活習慣や責任を持って役割を果たす力、社会生活上のきまりを守る態度といった社会性を身に付けます。
- 環境保全の大切さを理解し、ふるさとの環境を守る意識を醸成します。
- さまざまなかかわりを通じて多様な人間関係を築き、コミュニケーション能力や社会性を育む教育を推進します。
- 国際社会の一員として必要な、異文化を理解し受容する態度や能力を高める教育を充実させ、平和の尊さへの理解を深めるための平和教育を推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 社会参画意識の醸成	① ボランティア活動の推進【再掲】 ② 環境教育の推進
II. 多様な交流活動の充実とコミュニケーション能力の向上	① 学校間の連携【再掲】 ② 異文化交流の推進
III. 視野の広い人材育成の推進	① 異文化交流の推進【再掲】 ② 国際理解教育の充実 ③ 平和学習の充実

基本目標(5) ふるさと愛の醸成

本町は、昭和28年11月1日に5か村（小鹿・三徳・三朝・旭・竹田）が合併して誕生した町で、町土の約9割を山林原野が占め、狭あいな谷間に沿って集落が点在しています。代表的な産業は観光業と農林業で、町内にはラジウム含有量世界屈指の三朝温泉をはじめ、三徳山、小鹿溪などの観光資源を有しています。

こうした町の歴史や産業、文化などを、本町で生まれ育ち、本町の次代を担っていく子どもたちに正しく伝えていくことは大切であり、それがふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心を培うことになります。また、さらにはそれが、本町で伸び伸びと生活する“みささ子”を、本町に誇りと愛着を持つ“みささ^{びと}人”へと育てていくことにつながるといえます。

これらを踏まえて、「ふるさとを愛し、誇りをもつ子ども」を育むため、「ふるさと愛の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 地域の魅力ある資源を活用し、本町の歴史や産業、文化への理解を深めます。
- ふるさと三朝町に誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする子どもを育てる教育を推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. ふるさとを学ぶ機会の充実	① 特色ある総合的学習の充実 ② 郷土歴史学習・文化体験の充実
II. ふるさとに触れる機会の充実	① ボランティア活動の推進【再掲】 ② 青少年育成支援体制の推進 ③ 食育の推進【再掲】

基本目標(6) 教育コミュニティづくりの推進

安全で安心な学校づくりのため、各学校では計画的・継続的に安全教育や防災教育を行うとともに、保護者や地域の協力を得ながら通学の見守り活動など、子どもたちの安全確保に取り組んでいます。そして今後も、より一層学校の危機管理体制を充実するとともに、保護者や地域・関係諸機関と連携しながら、一体となって子どもを見守る取り組みを進める必要があるといえます。

このほかにも、さまざまな場面において、子どもたちを地域ぐるみで支える協力体制は有効であり、こうした教育コミュニティづくりを推進していくことは、今後の本町の教育を進めていくうえで欠かせないものです。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育コミュニティづくりの推進」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 子どもたちの生活・成長に関わる場面で子どもたちを見守り、支えていくため、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの立場から連携し、地域が一体となって学校を支援する仕組みづくりを進めます。
- 地域に支えられる学校が、地域に貢献できる学校となるための取り組みを推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 地域一円の学校支援	① 地域一円体制の充実 ② 安心・安全な学校づくりの推進
II. 地域に貢献できる学校づくりの推進	① 学校体育施設の開放 ② ボランティア活動の推進【再掲】

基本目標(7) 教育環境の充実

子どもたちに十分な教育を行うため、各学校では教職員を中心とした教育活動が推進されているところですが、本町においてさらなる教育活動の発展を図るためには、教育環境を充実させていくことが必須となります。

教育環境とは、施設関係のハード面と、学校運営や教職員の質といったソフト面の両面がありますが、近い将来に小学校の統合を控えている本町において、各学校の老朽化した施設自体の新築や改修を行うことは容易ではありません。しかし、建物自体の早期改修等ができないとしても、建物内部の整備、例えばＩＣＴ機器の導入など、現場に沿った的確な環境整備を行うことで、本町ならではの教育活動の発展を図ることは十分可能であるといえます。

また、学校の質という部分においては、学校運営や教職員の信頼性向上を図り、教員が子どもたちと向き合う十分な時間を確保するための支援体制づくりも必要です。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育環境の充実」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【基本的方向】

- 充実した教育活動を展開するため、学校設備を充実させるとともに、校舎の老朽化への対応を計画的に進めます。
- 学校運営や教職員における質と信頼性の向上を図るため、適切な評価と積極的な情報公開、研修などを行います。
- 教員が子どもたちと向き合う時間を十分確保できる支援体制を充実させます。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 学校施設の整備充実	① 教育拠点と校外活動拠点の整備 ② I C T環境の整備推進
II. 学校における質の向上	① 特色ある学校づくりの推進 ② 学校組織運営体制の充実 ③ 学校の信頼性向上支援 ④ 教職員の質の向上推進 ⑤ 教員が子どもと向き合える体制づくり